

令和8年度

<専攻科 概要版>

神奈川県高校生等奨学給付金（家計急変世帯対象給付・国公立）

教科書費・教材費など授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金（申請必要）

1 申請できる方 次の要件のすべてを満たすことが必要です。

- (1) 家計急変による経済的理由により、生計維持者全員の年収見込の合算額が、
 - ①住民税所得割非課税相当
 - ②住民税所得割105,500円未満相当
 - ③住民税所得割264,500円未満相当であり扶養する子等が3人以上いる世帯のいずれかになったと認められること。
- (2) 生計維持者の方が認定基準日に神奈川県内に住所を有していること。
 - 神奈川県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。
- (3) 対象となる生徒が認定基準日に高等学校等専攻科に在籍していること。
 - 生徒とは、専攻科支援金の受給資格を有する生徒を指します。

◆認定基準日

- ・令和8年7月1日以前に家計が急変した場合は、令和8年7月1日が認定基準日となります。
- ・令和8年7月2日以降に家計が急変した場合は、家計が急変した月の翌月（家計が急変した日が月の初日である場合は、家計が急変した月）の1日が認定基準日となります。

2 申請期限 令和8年12月15日（火）※審査がありますので、お早めにご申請下さい。

- 生徒を複数扶養している場合は、それぞれの生徒について申請が必要です。

3 支給時期 申請した月の2～3か月後の末頃を予定（例）10月申請⇒1月末頃支給

- 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。

4 支給単価※7月2日以降に家計急変が生じた場合は月割額の支給になります。

対象となる生徒1人あたりの給付額（年額）

世帯区分	要件	新制度	旧制度
①住民税非課税に相当する世帯	生計維持者全員の住民税所得割額の合計が0円	50,500円	50,500円
②年収270～380万円相当の世帯	生計維持者全員の住民税所得割額の合計が105,500円未満（①を除く）	16,830円	10,100円
③年収380～600万円相当の多子世帯	生計維持者全員の住民税所得割額の合計が264,500円未満であり、扶養する子等が3人以上いる世帯（①②を除く）	12,630円	10,100円

○次の国籍・在留資格に該当しない場合は、旧制度が対象

国籍、在留資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 特別永住者
- (3) 永住者
- (4) 日本人の配偶者等
- (5) 永住者の配偶者等
- (6) 定住者のうち永住する意思があると認められた者
- (7) 家族滞在のうち日本の小学校、中学校及び高等学校を卒業し、高等学校等専攻科の修了後、日本で就労して引き続き在留する意思があると認められた者

申請書類等 は、県ホームページ又は事務室にて用意しています。

県ホームページ：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f531013/>

問合せ先：在学している高等学校の事務室 又は

神奈川県教育委員会財務課高校奨学金グループ 電話 045-210-8251(直通)



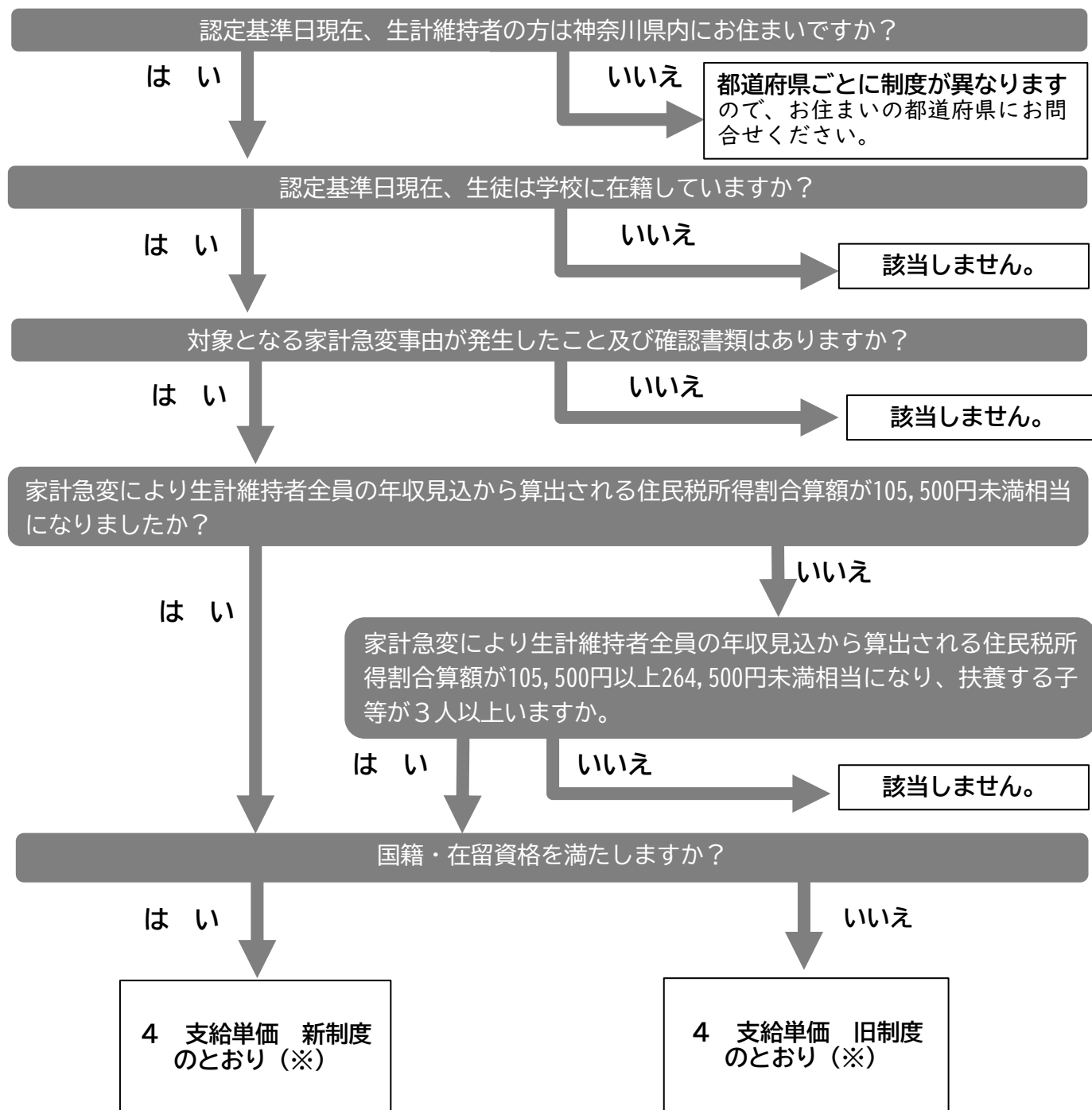
4 提出書類と家計急変事由

【提出書類について】

- (1) 高校生等奨学給付金(専攻科)受給申請書(第1号様式)
- (2) 振込先口座を確認できる書類(預貯金通帳のコピーなど)
- (3) 家計急変前の収入を証明する書類((非)課税証明書など)※ 生計維持者全員の分が必要
- (4) 生徒の国籍・在留資格等が確認できる書類(住民票の写し(原本)など)
国籍・在留資格の確認書類として必要。生徒本人の記載のみで可。
- (5) 家計急変理由書(様式A)及び確認書類(下記に記載の事由に応じた確認書類)
- (6) 家計急変後の収入を証明する書類(ア・イのいずれか)
 - ア 給与所得者の場合((ア)・(イ)のいずれか)
 - (ア) 勤務先作成の給与見込(給与証明書(様式B)又は勤務先の様式)
 - (イ) 給与明細の写し、申請年の賞与支給(見込)申出書(様式C)、賞与明細の写し(既に支給を受けた賞与がある場合のみ)
 - イ 個人事業者の場合((ア)・(イ)のいずれか)
 - (ア) 税理士又は公認会計士の作成した証明書類
 - (イ) 収入申告書(様式D)
- (7) 生計維持者の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類(ア・イ必須)
 - ア 扶養誓約書(様式E)
 - イ 様式Eの記載内容を確認するための書類((ア)・(イ)のいずれか)
 - (ア) 扶養親族の記載が省略されていない課税証明書(コピー可)
 - (イ) 前年分の源泉徴収票のコピー
- (8) 委任状(口座名義人が、生計維持者又は生徒本人以外の場合は提出)

【家計急変事由について】

家計急変事由	確認書類(いずれもコピー可)
会社都合の退職、雇止め	(ア) 雇用保険受給資格者証で離職理由コードが次のいずれかであること 11(1A)、12(1B)、21(2A)、22(2B)、23(2C)、31(3A)、32(3B)、33(3C)、34(3D) (イ) 会社発行の退職証明書 退職や雇止めの理由が明記されていて上記(ア)の理由と同等であること
自らが経営する会社等の破産、倒産	(ア) 破産手続開始決定通知書 (イ) 個人事業廃業届出書(受理されたもの)
被災等	(ア) 罹災証明書 (イ) 被災証明書
連続で90日を超える長期療養	(ア) 医師の診断書 (イ) 会社(発行)の勤務状況証明
生計維持者の障害者認定	障害者手帳
生計維持者の死別	(ア) 除籍謄本 (イ) 死亡診断書(死体検案書)
生計維持者の離婚	(ア) 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) (イ) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) (ウ) 離婚届受理証明書
生計維持者の行方不明	行方不明者届(旧搜索願)(受理されたもの)



※ 7月2日以降に家計急変が生じた場合は月割額の支給になります。